

補助金・助成金・支援金 概要一覧表 (2022年10月24日時点※内容が変わることがありますので関心がある場合必ず公式サイトや公募要領を確認すること!)					
名称(略称)	国 持続化補助金	国 ものづくり補助金	国 IT導入補助金	国 事業承継補助金(R3補正)	国 再構築補助金
概要	持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組やその取組と併せて行う業務効率化の取組を支援	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する	自社の課題やニーズに合った、あらかじめ事務局に登録されたITツールを導入する経費の一部を補助	中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する	ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する
補助額 補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(通常枠) 補助率2/3、補助上限 50万円</li> <li>●(賃金引上枠) 補助率2/3 (赤字事業等については3/4)、補助上限 200万円</li> <li>●(卒業枠) 補助率2/3、補助上限 200万円</li> <li>●(創業枠) 補助率2/3、補助上限 200万円</li> <li>●(インボイス枠) 補助率2/3、補助上限100万円</li> </ul> ※後継者支援枠はアトツギ甲子園ファイナリスト限定のため省略	(通常枠) ●従業員数 ●5人以下 100~750万円 ●6人~20人 100~1,000万円 ●21人以上 100~1,250万円 (通常枠) 1/2、小規模企業者・小規模事業者、再生事業者は2/3	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(通常枠最大1年分補助・デジタル化基盤導入枠最大2年分)、導入関連費 ※セキュリティ枠は、サービス利用料最大2年分 ※デジタル化基盤導入枠は加えてハードウェア購入費等が対象 ●A類型 1/2以内、30万円~150万円未満 ●B類型 1/2以内 150万円~450万円以下 ●セキュリティ枠 1/2以内 5万円~100万円 ●デジタル化基盤導入類型 ITツール等3/4以内、5万円~50万円以下、2/3以内、50万円超~350万円 +ハードウェア購入費等 ①PC等 1/2、補助上限10万円、 ②レジ券売機1/2 補助上限20万円	【経営革新事業】 ①創業支援型(Ⅰ型) 他事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合 ②経営者交代型(Ⅱ型) 親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合 ③M&A型(Ⅲ型) M&Aにより経営資源を引き継いだ場合 ●対象経費：人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費、廃業費(廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用) ●補助上限：最大600万円 ※上乗せ額(廃業費)+150万円) ●補助率：(対象経費600万円以内)2/3 (対象経費600万円超~1000万円以内)1/2 【専門家活用事業】 ①買い手支援型 M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等 ②売り手支援型 M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等 ●対象経費：謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費(廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用)等 ●補助上限：600万円 ※上乗せ額(廃業費)+150万円) ※M&A未成約の場合は300万円 ●補助率：2/3 【廃業・再チャレンジ事業】 中小企業・小規模事業者が再チャレンジ ①新たに法人を設立 ②個人事業主として新たな事業活動を実施 ③自身の知識や経験を活かせる企業への就職)を目的として既存事業を廃業する際の費用の一部を補助 ※経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能(上乗せ) ●対象経費：廃業費(廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用) ●補助上限：150万円 ●補助率：2/3	[通常枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数20人以下】 100万円~2,000万円 【従業員数21~50人】 100万円~4,000万円 【従業員数51人~100人】 100万円~6,000万円 【従業員数101人以上】 100万円~8,000万円 [通常枠] 中小企業者等：2/3(6,000万円超は1/2) 中堅企業等：1/2(4,000万円を超える部分は1/3) ※補助額、補助率は、申請する枠によって異なりますので、詳細はご相談ください。
申請締切 電子申請は GビズID プライム が必要	第10回 2022年12月9日(金) 当日消印有効 第11回：2月下旬 ※電子申請が書面送申請	13次締切 未定 ※通年で公募を実施する予定 ※電子申請のみ	●通常枠：通常枠(A・B類型) 2022年12月22日(木) 17:00(予定) ●セキュリティ枠 2023年2月16日(木) 17:00(予定) ●デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型) 2023年1月19日(木) 17:00(予定) ※電子申請のみ	第3回 2022年11月24日(木) 17:00まで ※全4回 ※電子申請のみ ※各事業とも申請期間を4期間設定しておりタイミングに応じた申請が可能	第8回 2023年1月13日(金) 18:00まで(厳守) ※電子申請のみ ※事前着手承認制度あり 事務局に事前に承認されれば2021年12月20日以降の購入契約等が対象になりえる。

補助金・助成金・支援金 概要一覧表 (2022年8月3日時点※内容が変わることがありますので関心がある場合必ず公式サイトや公募要領を確認すること!)				
名称(略称)	公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付	特別利子補給制度(実質無利子)	公庫 セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)	県 新型コロナウイルス経営改善資金(伴走支援型)
概要	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者等に対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象。	社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金を措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性の向上を図る
対象者 基本的な要件等 (※記載したものを以外に申請する申請枠などで細かい要件があり、補助率等が異なります)	●対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来したし、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む。)など、前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月~12月の平均売上高	●適用対象 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近1ヵ月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1ヵ月から遡った6ヵ月間の平均売上高と前4年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方 ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)：要件なし ②小規模企業者(法人事業者)：売上高▲15%減少 ③中小企業者等(上記①②を除く事業者)：売上高▲ 20%減少	●対象者 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展若しくはその翌々月の売上高又は最近1ヵ月から遡った6ヵ月間の平均売上高と前4年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方 ①最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 ②最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 ③最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 ④最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化している方 ⑤社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 ⑥最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 ⑦前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 ⑧前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	●対象者 (1)及び(2)のいずれにも該当) (1) 金融円滑化特別資金のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者を対象とする資金、新型コロナウイルス感染症対応資金、伴走支援型特別保証又は事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)に係る保証付の融資残高を有する者 (2) 次の①~③のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した者 ① 中小企業信用保険法第2条第5項(以下「セーフティネット」という。)第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 ② セーフティネット第5号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けかつ次のいずれかに該当する者 i) 売上高等減少率が15%以上であること ii) 売上高等減少率が15%未満の者にあつては、最近1ヶ月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等 ※と比較して15%以上減少していること ③ 次のいずれかに該当する者 i) 最近1ヵ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ii) 最近1ヵ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等 ※と比較して15%以上減少していること
融資限度額	中小事業6億円、国民事業8,000万円	補給対象貸付上限額：中小事業等3億円、国民事業6,000万円 ※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額	中小事業 7億2,000万円、国民事業 4,800万円	6,000万円
金利	当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利		基準金利 ※ただし、[ご利用いただける]の5に該当する方うち、原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方は、特別利率Q	3年以内 年1.40%以内 5年以内 年1.55%以内 7年以内 年1.70%以内 7年超 年1.90%以内 ※別途保証料
返済期間 据置期間	設備20年以内、運転20年以内(うち据置期間)5年以内	期間：借入後当初3年間(最長)	設備15年以内、運転8年以内(うち据置期間)3年以内	10年以内(据置5年以内)